

令和5年度大阪地方最低賃金審議会

第354回総会 会議次第

令和5年7月28日（金） 午後1時30分
（大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室）

1 開 会

2 議 事

- （1）本年度の審議の進め方について
- （2）令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について
- （3）基本問題協議会の審議結果報告等について
- （4）大阪府最低賃金の改正決定に係る意見等について
- （5）令和4年度大阪府最低賃金の改正決定にかかる答申附帯事項に関する取組状況報告について
- （6）その他

3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会 第354回総会

(令和5年度 第3回総会)

資 料 目 次

資料1	令和5年度最低賃金審議会専門部会の審議に関する了解事項(案)	・ ・ ・ ・ ・ 1
資料2	基本問題協議会の審議結果について	
	(2-1) 基本問題協議会の審議結果について(報告)(R5.7.28)	・ ・ ・ ・ ・ 3
	(2-2) 【参考】基本問題協議会の審議結果について(報告)(H15.7.29)	・ ・ ・ ・ ・ 5
資料3	大阪府最低賃金の改正決定に係る意見書	
	(3-1) 全大阪労働組合総連合	・ ・ ・ ・ ・ 7
	(3-2) おおさかパルコープ労働組合	・ ・ ・ ・ ・ 9
	(3-3) 生協労連大阪府連合会	・ ・ ・ ・ ・ 11
	(3-4) 全国一般労働組合大阪府本部	・ ・ ・ ・ ・ 15
	(3-5) 大阪いずみ市民生協労働組合	・ ・ ・ ・ ・ 17
	(3-6) 大阪教職員組合	・ ・ ・ ・ ・ 19
	(3-7) 岸和田市職員労働組合	・ ・ ・ ・ ・ 21
	(3-8) 大阪自治体労働組合総連合	・ ・ ・ ・ ・ 23
	(3-9) 一般社団法人 大阪タクシー協会	・ ・ ・ ・ ・ 25
	(3-10) 個人	・ ・ ・ ・ ・ 27
資料4	各団体からの最低賃金改正等に係る要請等	
	(4-1) 日本労働組合総連合会大阪府連合会取扱 団体署名による要請書	・ ・ ・ ・ ・ 29
	(4-2) 全大阪労働組合総連合取扱 団体署名・個人署名による要請書	・ ・ ・ ・ ・ 31
	(4-3) おおさかパルコープ労働組合 個人署名による要請書	・ ・ ・ ・ ・ 35
	(4-4) 日本共産党大阪府議会議員団要請書	・ ・ ・ ・ ・ 37
資料5	令和5年度大阪府最低賃金の審議の進め方	・ ・ ・ ・ ・ 39
資料6	令和4年度大阪府最低賃金改正決定(答申) 附帯事項への 取組について	・ ・ ・ ・ ・ 41

(案)

令和5年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和 年 月 日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。
- (4) 議決は、全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこと。

4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

4 審議の基本方針

(1) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。

(2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

令和5年7月28日

大阪地方最低賃金審議会
会長 衣笠 葉子 殿

大阪地方最低賃金審議会
基本問題協議会 座長 森 詩恵

基本問題協議会の審議結果について（報告）

基本問題協議会は、令和5年6月12日に開催された総会の議決により設置され、令和5年7月10日及び同月20日に開催した。

同審議会より付託された「審議に用いる資料の考え方」、「審議に用いる統計資料」及び「最低賃金額を決定する際の留意点」について、下記の結論に達したので報告する。

記

1 地域別最低賃金専門部会の運営について

審議は原則として、公・労・使各側3者合同で統計資料を基に進めるいわゆる円卓会議方式で運営する。

2 審議に用いる統計資料の考え方について

最低賃金法第9条第2項に定める3要素（地域における労働者の生計費及び労働者の賃金並びに通常の事業の賃金支払能力）に対応する大阪府下、大阪府を含む統計資料を使用して審議を行う。

審議に用いる基本的資料は、次のものを使用し、指標となるものを原則5カ年の経年的データとして一覧表形式で併せて提示する。また、これ以外の資料についても、公・労・使各側は必要に応じて審議の場に提出し、又は提出を求めることができる。

3 審議に用いる基本的資料について

（基本的調査資料）

- ・最低賃金に関する実態調査結果（パートタイム労働者のみのものを含む）

（労働者の生計費）

- ・勤労者世帯の1世帯当たりの1ヶ月消費支出

- ・標準生計費
- ・生活保護状況
- ・消費者物価指数（総合・持家の帰属家賃を除く総合・生鮮食品を除く総合）

（労働者の賃金）

- ・春季賃上げ妥結状況
- ・事業所規模別きまって支給する給与額
- ・新規学卒者の初任給額
- ・女性パートタイム労働者の賃金
- ・パートタイム労働者比率
- ・所定内給与額・時間当たり所定内給与額・最低賃金額と時間当たり所定内給与額の比率
- ・賃金改定状況調査結果第4表

（通常の事業の賃金支払能力）

- ・地域別最低賃金の未満率
- ・工業生産指数
- ・大型小売店販売状況
- ・企業物価指数
- ・業況判断（DI）
- ・経常利益額増減
- ・売上高経常利益率
- ・従業員一人当たり付加価値額
- ・企業倒産件数

4 最低賃金額を決定する際の留意点について

以下の平成15年7月29日付け「基本問題協議会の審議結果について（報告）」の記3（1）及び（2）の留意点については、次年度に向けて引き続き検討を行うこととする。

- （1）最低賃金額の水準は本来どうあるべきかという点（水準論議）と状況変化に対応して最低賃金額をどう改定すべきかという点（改定論議）とは、区別して審議することとする。
- （2）水準論議に際しては、少なくとも賃金分布の特性値（平均値とバラツキ値）を参照して審議することとする。なお、その場合のバラツキ値は、便宜上、平均値との対比で第1・10分位数ないし第1・20分位数をもって代理させることとする。なお、今年度は上記の（1）及び（2）を踏襲することとする。



平成15年7月29日

大阪地方最低賃金審議会
会長 小林 英夫 殿

大阪地方最低賃金審議会
基本問題協議会 座長 小林 英夫

基本問題協議会の審議結果について（報告）

基本問題協議会は、平成15年5月20日に開催された総会の議決により設置され、平成15年6月17日に開催した。

同審議会より付託された「地域別最低賃金改正審議に係るルールづくり」について審議し、「地域別最低賃金専門部会」、「審議に用いる統計資料」及び「最低賃金額を決定する際の留意点」について下記の結論に達したので報告する。

記

- 1 地域別最低賃金専門部会の運営について
審議は原則として、公・労・使各側3者合同で統計資料を基に進めるいわゆる円卓会議方式で運営する。
- 2 審議に用いる統計資料について
最低賃金決定3原則（労働者の生計費、類似労働者の賃金、通常の事業の支払能力）に対応する大阪府下の統計資料を使用して審議を行う。
基本的資料は、次のものを使用し、指標となるものを原則5カ年の経年的データとして一覧表形式で併せて提示する。また、これ以外の資料についても、公・労・使各側は必要に応じて審議の場に提出し、又は提出を求めることができる。

（基本的調査資料）

最低賃金に関する実態調査結果（パートタイム労働者のみのものを含む）

(労働者の生計費)

勤労者世帯の1世帯当たりの1ヶ月消費支出
標準生計費
生活保護状況
消費者物価指数

(類似労働者の賃金)

春季賃上げ妥結状況
事業所規模別きまって支給する給与額
新規学卒者の初任給額
女性パートタイム労働者の賃金

(通常の事業の賃金支払能力)

地域別最低賃金の未満率
工業生産指数
大型小売店販売状況

3 最低賃金額を決定する際の留意点について

- (1) 最低賃金額の水準は本来どうあるべきかという点（水準論議）と状況変化に対応して最低賃金額をどう改定すべきかという点（改定論議）とは、区別して審議することとする。
- (2) 水準論議に際しては、少なくとも賃金分布の特性値（平均値とバラツキ値）を参照して審議することとする。なお、その場合のバラツキ値は、便宜上、平均値との対比で第1・10分位数ないし第1・20分位数をもって代理させることとする。

大阪地方最低賃金審議会 会長 殿

2023年7月,9日



団体名 全大阪労働組
 代表者名 議長 菅 義
 住 所 大阪市北区錦

館 1階

大阪府の最低賃金大幅引き上げ、時間額 1,500 円の 早期実現と全国一律最低賃金制度を求める 意見書

急激な物価高騰に歯止めがかからず生活を直撃しています。物価高騰を意識して引き上げられたはずの 2022 年の最低賃金も全国加重平均で 31 円と物価高騰をカバーできる金額に遠く及ばず、非正規労働者の生活は困窮しています。現在の全国加重平均で 961 円では、自立して生活することは困難です。最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条に基づき、生計費原則による「ふつうの生活」ができる水準まで大幅に引き上げられるべきです。

コロナ禍以降、生活に困りフードバンクに並ぶ人の列が長くなっており現在も続いています。子どもの貧困でもひとり親家庭での貧困率が高くなっており、最低賃金を大幅に引き上げることで子どもの貧困率も大幅に改善することが可能です。

全労連などが取り組む「生計費試算調査（生活実態調査と持ち物財調査）」は、全国各地の都道府県で実施されました。大阪では約 1 万人分の調査で時給 1,633 円が必要とする結果が出ました。大阪市内で若者がふつうに一人暮らしをするためには、男性＝月額 244,951 円、時間額 1,633 円、女性＝月額 242,110 円、時間額 1,614 円が必要と示されました。ちなみに、東京都（北区）でも同様の調査結果が公表されていますが、男性＝月額 249,642 円、時給額 1,664 円、女性＝月額 246,362 円、時間額 1,642 円でした。これまでに調査を行った都道府県の結果も大きな差はありません。つまり、最低賃金は全国一律で 1,500 円以上に引き上げなければならないという結論にいたります。

大阪府の最低賃金は、昨年 31 円引き上がり時間給 1,023 円です。この金額は、1 日 8 時間、週 40 時間働いても、1 カ月約 17 万円程度です。憲法 25 条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことはできず、生計費調査が示した時間給 1,500 円以上の最低賃金を実現することは切実な要求となっています。

賃金は本来、労働者と使用者の交渉の合意による労働契約で決まるとされています。しかし、憲法第 25 条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」・「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています。つまり最低賃金制度は、憲法 25 条の生存権の保障を根拠として、契約自由の原則に修正

を加えているのです。

さらに憲法第 27 条 2 項では「賃金、就業時間、休息その他の労働条件に関する基準は、法律でこれを定める」として、使用者に対して弱い立場にある労働者を保護することを国に命じています。労働者の多くが賃金に依存して生活していることから、賃金には生存権を保障する水準が保障されるべきであり、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではありません。

賃金には、憲法、労働基準法、最低賃金法に明記されている「健康で文化的な最低限度の生活」を充たす水準が不可欠であるとする最低賃金法の理念が生きてきます。現在の経済状況は確かに厳しいですが、生活に困難をきたし、人間としての尊厳も損なわれかねず、先行き不透明を理由に最低生計費に届かない低賃金を甘受させる根拠とすることにはなりません。

もちろん、最低賃金の引き上げと中小企業への支援の強化は、地域経済を活性化させるためにも、一体のものであると考えます。私たちは、中小企業の経営を守り、この経済危機を乗り越えるためにも、最低賃金を引き上げるとともに、中小企業に対して、最賃引き上げに必要な支援を強化することも政府に対し同時に求めています。

最後に、海外に目を向けると、オーストラリア 1959 円、スウェーデン 1717 円、アメリカのワシントン州では 2069 円になっています。ドイツやフランスでは物価高騰にも対応し、一年で 3 回も改定するなど、多くの国で最低賃金の大幅な引き上げに取り組んでいます。主要先進国の中で日本の最低賃金（平均）は低水準となっています。

賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、生計費原則に基づく最低賃金 1,500 円の到達を強く求めるものです。

記

- 1、物価の高騰による生活悪化を改善させるために、大阪府の最低賃金を大幅に引きあげると共に、生計費原則に基づき早期に 1,500 円に到達させること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

大阪地方最低賃金審議会 会長 殿

2023年7月19日



団体名 おおさかパルコープ労働組合
 代表者名 中央執行委員長 箕作 勝
 住 所 大阪市都島区東野田町1-5-

大阪府の最低賃金大幅引き上げ、時間額 1,600 円の 早期実現と全国一律最低賃金制度を求める 意見書

大阪府の最低賃金は、昨年 31 円引き上がり時間給 1,023 円です。この金額は、1 日 8 時間、週 40 時間働いても、1 カ月約 17 万円程度です。

全労連などが取り組む「生計費試算調査（生活実態調査と持ち物財調査）」は、全国各地の都道府県で実施されました。大阪では約 1 万人分の調査で時給 1,633 円が必要とする結果が出ました。大阪市内で若者がふつうに一人暮らしをするためには、男性＝月額 244,951 円、時間額 1,633 円、女性＝月額 242,110 円、時間額 1,614 円が必要と示されました。ちなみに、東京都（北区）でも同様の調査結果が公表されていますが、男性＝月額 249,642 円、時給額 1,664 円、女性＝月額 246,362 円、時間額 1,642 円でした。これまでに調査を行った都道府県の結果も大きな差はありません。全国どこで暮らしても生活にかかる費用は同じです。

全国の生協で働く労働者の約 6 割が非正規労働者です。おおさかパルコープでも労働者約 3000 人のうち 6 割を超す 2000 人が最賃近傍で働く非正規労働者です。最定賃金の改定は私たちの賃金に大きな影響をもたらします。特にシングルマザーや世帯主の非正規労働者は、ダブルワークやトリプルワークで生活を支えています。この間の急激な物価高騰に実質賃金は低下し続け、生活は困窮しています。最低賃金は「健康で文化的な最低限度の生活」生存権を保障する賃金でなければなりません。

賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、生計費原則に基づく最低賃金 1,600 円の到達を強く求めるものです。

記

- 1、物価の高騰による生活悪化を改善させるために、大阪府の最低賃金を大幅に引きあげると共に、生計費原則に基づき早期に 1,600 円に到達させること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

2023年7月19日

大阪府最低賃金審議会 会長 殿



生協労連大阪
執行委員長
大阪市天王寺区悲田院
国労南近畿

2023年度大阪府最低賃金の改定審議にむけた意見書

2023年度の最低賃金について、ご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。今年度の大阪府最低賃金額の改定にかかわり、意見を述べさせていただきます。

1. 生協労連の概要について

全国生協労働組合連合会（生協労連）は、全国の生活協同組合（生協）及び生協関連で働く仲間を組織しており、全国46都道府県に組織を有しています。現在の組合員数は約65,500人で、うち40,000人余り、約6割がパートなど時間給で働く仲間です。私ども生協労連大阪府連合会（生協労連大阪府連）は、大阪にある生協と生協関連で働く仲間を組織し、現在の組合員数は約3,400人で、うち1,500人余りと半数近くがパートなど時間給で働く仲間です。生協労連の運動方針の柱として、生協や関連企業で働くすべての労働者の組織化と均等待遇の実現、どこでもだれでも8時間働けば人間らしく普通に暮らせる社会、最低賃金1,500円以上をめざしています。

2. 2023年最低賃金改定にあたって

4月6日に開催された、第11回中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会と中央最低賃金審議会では、現行の4ランク制度から3ランク制度に改定することが報告されました。しかし、「地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方審議会の意向を反映できること」「制度としての継続性・安定性の観点をふまえ」「ランク制度を維持することは妥当」として、暮らしていけない現在の最低賃金額をどのように引き上げていくのかということには踏み込みませんでした。現在の最低賃金額がまともに暮らせる水準にあるのか、地域間格差をどのように解消していくのかという議論がないままでは地域間格差の解消にはなりません。新区分になったBランクの28道県の中でもその格差は115円もあります。また、昨年の最低賃金改定額、最高の東京の1,072円と最低の853円との差は未だ219円もあり、この差はこの15年間で2倍以上の格差となっています。一昨年から続く歴史的な物価の高騰が労働者の暮らしを直撃し、時間給で働く非正規労働者を中心に、低賃金で働く人ほど重くのしかかっています。

このような中、先日閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2023年（骨太の方針）」で岸田首相は「今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議

会で、しっかりと議論を行う」としました。しかし、「全国加重平均 1,000 円の到達」(年率 3%程度)では現在の物価高にはとても追いつきません。また、3%ずつの引き上げでは、現行の加重平均 961 円から私たちが求めている最低賃金 1,500 円以上に到達するまでには 16 年後の 2038 年、さらに現在一番低い最低賃金額 853 円では 20 年後の 2042 年になってしまいます。今年度の最低賃金の改定にあたっては、低賃金で働く人の生活実感をふまえた上での議論をお願い致します。

3. 世界では最低賃金の引き上げの動き

現在も続く物価高騰を受け、非正規労働者など低賃金労働者の生活を支えるために、諸外国では最低賃金の引き上げの施策がとられています。2022 年の最低賃金の国際比較では、オーストラリアが 1,959 円、スウェーデンは 1,717 円、イギリスは 1,545 円、フランスは 1,512 円となっています。また、アメリカでは全米 50 州のうち、23 州が最賃額を引き上げ、13 州が物価高と連動して引き上げを行っています。一方、日本の最低賃金は、全国加重平均 961 円で、これではとてもまともな生活を送ることはできません。この間、生協労連が加盟する全労連の地方組織が取り組んだ「必要(最低)生計費試算調査」では、これまでに 4 万 8 千人余りが参加し、人間らしくまともな生活を営むためには、月に 23 万円から 25 万円、時給に換算すると、1,500 円から 1,600 円以上の賃金が必要だと科学的なデータとして示しています。

大阪で取り組んだ結果を報告しますと、約 1 万人分の調査で時給 1,633 円が必要と算出されました。大阪市内で若者が普通に一人暮らしをするためには、男性=月額 244,951 円、時間額 1,633 円、女性=月額 242,110 円、時間額 1,614 円が必要と示されました。ちなみに、東京都(北区)でも同様の調査結果が公表されていますが、男性=月額 249,642 円、時給額 1,664 円、女性=月額 246,362 円、時間額 1,642 円でした。これまでに調査を行った都道府県の結果も大きな差はありません。つまり、最低賃金は全国一律で 1,500 円以上に引き上げなければならないという結論にいたります。

4. コロナ禍で非正規の賃金の底上げと格差是正は切実

コロナ禍の長期化は、立場の弱い非正規労働者や女性、若者に集中しています。生協の職場も北海道から沖縄まで事業所がありますが、全国どこでも同じ仕事をしていても最低賃金の地域間格差により採用時給も大きな違いがあります。同じように、全国どこでもコンビニの水やお茶の値段は同じであるにもかかわらず、働いている店員の時給は地域ごとに違って、差があるのは納得できません。同じ物を販売し、同じ内容の仕事をしていても地域で時間給が違うのはおかしいと指摘せざるを得ません。

最低賃金の地域間格差は、所得の格差となり、子どもの進学率の格差や年金支給額の格差にもつながります。この格差は、時間給で働く非正規の問題だけではなく、正規で働く人の問題でもあります。また、全国どこで働いていても賃金に差がなければ、安心して生まれ育った場所で働き生きていくことができます。そして、全国どこで暮らしていても、同じ仕事には同じ賃金、同一労働同一賃金を実現させるためにも、いまのような地域間格差をなくしていかなければなりません。地域間格差は口流出を招き、人手不足を深刻化させています。地方における人手不足を解消するためにも、最低賃金の積極的な引き上げが必要です。

5. 働いたら人間らしく暮らせる最低賃金と経済波及効果

これまでは商工会議所や企業団体などから、これ以上の引き上げは「企業を潰すことになる」との反発がありました。しかし、3月に出された日本商工会議所の調査によると「人手不足」により、働く人にとって魅力のある企業・職場になるために実施・検討している取り組みでは「賃上げの実施や募集賃金の引き上げ」との回答が66.3%と最多となり、最低賃金の引き上げの改定について、「最低賃金を上げるべき」と回答した企業は42.2%となりました。また、かつてはパートやアルバイトなど、家庭の補助的労働といわれてきましたが、「パート労働黒書」にもある通り、現在では一人ひとりの賃金が、生活するために必要な生計費となっています。賃金が上がれば、貯蓄ではなく消費に回することは確実です。労働運動総合研究所が行った最低賃金全国一律と1,500円の経済波及効果の試算結果によると、賃上げの平均額（一人あたり）4万1,400円の賃上げとなり、新たな雇用創出は106.6万人、税収（国・地方）は2兆円以上も増加するという結果が出ています。現在の物価高への対応と、消費を回復させ向上させるためには、最低賃金を大幅に引き上げ、賃金の底上げを行うことこそが最も有効です。

6. 要請内容

大阪府の最低賃金は、昨年31円引上げられ時間額1,023円となり、やっと1,000円を超えました。しかし、この金額では1日8時間、週40時間働いても1ヶ月17万円に届かない賃金にしかならず、年収でも200万円以下で、働いても生活できない働く貧困層（ワーキングプア）の状態です。これでは、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことはできません。大阪府最低賃金審議会におかれましては、大阪の労働者の実態を踏まえ、必要生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行っていただき、大幅な引き上げに踏み込むようお願いいたします。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は1,000円を超えています。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、生計費原則に基づく1,500円以上の到達を求め、下記の通り要請致します。

記

- 1、物価の高騰による生活悪化を改善させるために、大阪府の最低賃金を大幅に引き上げると共に、生計費原則に基づき早期に1,500円に到達させること。
- 2、さらなる物価高騰などに伴い、労働者の生計費が著しく増加している場合には、その対応として最低賃金法第12条に基づき速やかに最低賃金審議会を開催し、最低賃金の再改定を行うこと。
- 3、経営者の賃金支払い能力に傾倒した審議にならないこと。
- 4、最低賃金審議会においては、総会だけでなく専門部会の議論も公開すること。
- 5、全国一律最低賃金制を確立すること。
- 6、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

2023年7月 日

大阪地方最低賃金審議会会長 殿

団体名 全国一般労働組合大阪府本部
 代表者 執行委員長 金城
 (または個人名)
 住所 〒530-0041 大阪市北区天神橋1丁
 大阪グリーン会館3

中小企業労働者、非正規労働者など すべての労働者の賃金改善めざし

大阪府最低賃金1500円以上の実現を求める意見書

昨年、大阪府最低賃金は31円上がり時間額1023円になりました。しかし急激な物価高騰をカバーできる金額には遠く及ばず、非正規労働者などの生活は困窮しています。

23春闘で私たちは物価高騰を補う大幅賃上げを求めて奮闘しました。また経営者側も人材確保の観点からベースアップを含む大幅賃上げを回答しています。しかしその多くが正社員だけに限られていたり、非正規雇用労働者や派遣・委託・下請けなどの関連労働者、さらに中小零細企業で働く労働者にまで賃上げが行き渡っていない状況です。

私たち全国一般労組大阪府本部は、中小企業で働く労働者を中心に組織し、パートや介護ヘルパーなどの非正規労働者を多く組織しています。ほとんどの中小企業は、コロナ禍の厳しい状況から回復傾向にあるものの円安や原油高による経費増などで業績回復はほど遠く、賃金改善が進んでいません。パート労働者の賃上げも最低賃金改定がなければ進まない状況にあります。

最低賃金並みの時間給1000円台前半で働くパートや定年後再雇用者などの賃上げ・生活改善には最低賃金の大幅引き上げが不可欠です。私たちは同時に、中小・小規模事業者が賃上げに対応できるように、減税や社会保険料の負担軽減など事業者への支援策を政府に求めています。

全労連「生計費試算調査」が、全国の都道府県で実施されています。大阪では約1万人分の調査で時間額1,633円(男性、月150時間換算)が必要という結果が出ました。大阪と同じAランクの東京都(北区)では時給額1,664円、現行最低賃金でもっとも低い853円の高知市でも1,665円という結果です。つまり、最低賃金は全国一律で1,500円以上が必要だという結論にいたります。

政府は「今年是全国加重平均1,000円の達成を含め、しっかりと議論を行う」としていますが、1000円ではまともな生活はできず、3%程度の引き上げでは、物価上昇率に到底及びません。

海外では、物価高騰に対して最低賃金を抜本的に引き上げ、労働者の生活を守る政策が取られています。オーストラリアは7月から8.7%引き上げ2,230円に、米国ロサンゼルス市は、7月から時給15ドルから16.04ドル(約2000円)に引き上げられると報道されています。労働者の生活を支え、消費購買力向上による経済好循環のためにも最低賃金の大幅引き上げをすべきです。

以上のことから、大阪地方最低賃金審議会は、府下労働者の実態をふまえ、最低賃金法第1条の「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」ための最低賃金とするべく、下記項目の実現に向け議論を尽くされるよう求めます。

記

1. 物価の高騰による生活悪化を改善させるために、大阪府の最低賃金を大幅に引き上げると共に、生計費原則に基づき早期に1,500円に到達させること。
2. 全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
3. 最低賃金を日額・月額でも設定すること。
4. 最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化を進めると同時に、中小企業に負担を強いる施策を行わないよう政府に求めること。

ひとこと



大阪地方最低賃金審議会 会長 殿

2023年7月18日

団体名 大阪いずみ市民生協労働組合
 代表者名 中央執行委員長 山重俊世
 住 所 〒590-0061 堺市堺区翁橋町2丁3-
 アーク・リムⅡ204号

大阪府の最低賃金大幅引き上げ、時間額 1,500 円の 早期実現と全国一律最低賃金制度を求める 意見書

急激な物価高騰に歯止めがかからず生活を直撃しています。物価高騰を意識して引き上げられたはずの 2022 年の最低賃金も全国加重平均で 31 円と物価高騰をカバーできる金額に遠く及ばず、非正規労働者の生活は困窮しています。現在の全国加重平均で 961 円では、自立して生活することは困難です。最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条に基づき、生計費原則による「ふつうの生活」ができる水準まで大幅に引き上げられるべきです。

コロナ禍以降、生活に困りフードバンクに並ぶ人の列が長くなっており現在も続いています。子どもの貧困でもひとり親家庭での貧困率が高くなっており、最低賃金を大幅に引き上げることで子どもの貧困率も大幅に改善することが可能です。

全労連などが取り組む「生計費試算調査（生活実態調査と持ち物財調査）」は、全国各地の都道府県で実施されました。大阪では約 1 万人分の調査で時給 1,633 円が必要とする結果が出ました。大阪市内で若者がふつうに一人暮らしをするためには、男性＝月額 244,951 円、時間額 1,633 円、女性＝月額 242,110 円、時間額 1,614 円が必要と示されました。ちなみに、東京都（北区）でも同様の調査結果が公表されていますが、男性＝月額 249,642 円、時給額 1,664 円、女性＝月額 246,362 円、時間額 1,642 円でした。これまでに調査を行った都道府県の結果も大きな差はありません。つまり、最低賃金は全国一律で 1,500 円以上に引き上げなければならないという結論にいたります。

大阪府の最低賃金は、昨年 31 円引き上がり時間給 1,023 円です。この金額は、1 日 8 時間、週 40 時間働いても、1 カ月約 17 万円程度です。憲法 25 条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことはできず、生計費調査が示した時間給 1,500 円以上の最低賃金を実現することは切実な要求となっています。

賃金は本来、労働者と使用者の交渉の合意による労働契約で決まるとされています。しかし、憲法第 25 条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」・「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています。つまり最低賃金制度は、憲法 25 条の生存権の保障を根拠として、契約自由の原則に修正を加えているのです。

さらに憲法第 27 条 2 項では「賃金、就業時間、休息その他の労働条件に関する基準は、法律でこれを定める」として、使用者に対して弱い立場にある労働者を保護することを国に命じています。労働者の多くが賃金に依存して生活していることから、賃金には生存権を保障する水準が保障されるべきであり、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではありません。

賃金には、憲法、労働基準法、最低賃金法に明記されている「健康で文化的な最低限度の生活」を充たす水準が不可欠であるとする最低賃金法の理念が生きてきます。現在の経済状況は確かに厳しいですが、生活に困難をきたし、人間としての尊厳も損なわれかねず、先行き不透明を理由に最低生計費に届かない低賃金を甘受させる根拠とすることにはなりません。

もちろん、最低賃金の引き上げと中小企業への支援の強化は、地域経済を活性化させるためにも、一体のものであると考えます。私たちは、中小企業の経営を守り、この経済危機を乗り越えるためにも、最低賃金を引き上げるとともに、中小企業に対して、最賃引き上げに必要な支援を強化することも政府に対し同時に求めています。

最後に、海外に目を向けると、オーストラリア 1959 円、スウェーデン 1717 円、アメリカのワシントン州では 2069 円になっています。ドイツやフランスでは物価高騰にも対応し、一年で 3 回も改定するなど、多くの国で最低賃金の大幅な引き上げに取り組んでいます。主要先進国の中で日本の最低賃金（平均）は低水準となっています。

賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、生計費原則に基づく最低賃金 1,500 円の到達を強く求めるものです。

記

- 1、物価の高騰による生活悪化を改善させるために、大阪府の最低賃金を大幅に引きあげると共に、生計費原則に基づき早期に 1,500 円に到達させること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

大阪地方最低賃金審議会 会長 殿

2023年7月19日



団体名 大阪教職員組合
 代表者名 中央執行委員長
 住 所 大阪市天王寺区東

教職員の人員確保につながる 大阪府の最低賃金大幅引き上げ、時間額 1,500 円の 早期実現と全国一律最低賃金制度を求める 意見書

急激な物価高騰に歯止めがかからず生活を直撃しています。物価高騰を意識して引き上げられたはずの 2022 年の最低賃金も全国加重平均で 31 円と物価高騰をカバーできる金額に遠く及ばず、非正規労働者の生活は困窮しています。現在の全国加重平均で 961 円では、自立して生活することは困難です。最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条に基づき、生計費原則による「ふつうの生活」ができる水準まで大幅に引き上げられるべきです。

コロナ禍以降、生活に困りフードバンクに並ぶ人の列が長くなっており現在も続いています。子どもの貧困でもひとり親家庭での貧困率が高くなっており、最低賃金を大幅に引き上げることで子どもの貧困率も大幅に改善することが可能です。

全労連などが取り組む「生計費試算調査（生活実態調査と持ち物財調査）」は、全国各地の都道府県で実施されました。大阪では約 1 万人分の調査で時給 1,633 円が必要とする結果が出ました。大阪市内で若者がふつうに一人暮らしをするためには、男性＝月額 244,951 円、時間額 1,633 円、女性＝月額 242,110 円、時間額 1,614 円が必要と示されました。ちなみに、東京都（北区）でも同様の調査結果が公表されていますが、男性＝月額 249,642 円、時給額 1,664 円、女性＝月額 246,362 円、時間額 1,642 円でした。これまでに調査を行った都道府県の結果も大きな差はありません。つまり、最低賃金は全国一律で 1,500 円以上に引き上げなければならないという結論にいたります。

大阪府の最低賃金は、昨年 31 円引き上がり時間給 1,023 円です。この金額は、1 日 8 時間、週 40 時間働いても、1 カ月約 17 万円程度です。憲法 25 条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことはできず、生計費調査が示した時間給 1,500 円以上の最低賃金を実現することは切実な要求となっています。

賃金は本来、労働者と使用者の交渉の合意による労働契約で決まるとされています。しかし、憲法第 25 条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」・「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています。つまり最低賃金制度は、憲法 25 条の生存権の保障を根拠として、契約自由の原則に修正

を加えているのです。

さらに憲法第 27 条 2 項では「賃金、就業時間、休息その他の労働条件に関する基準は、法律でこれを定める」として、使用者に対して弱い立場にある労働者を保護することを国に命じています。労働者が賃金に依存して生活していることから、賃金については生存権を保障する水準が保障されるべきであり、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではありません。

賃金水準は、憲法、労働基準法、最低賃金法に明記されている「健康で文化的な最低限度の生活」を充たす水準が不可欠であるとする最低賃金法の理念がいかされるべきです。現在の厳しい経済状況を理由に、生活に困難をきたし、人間としての尊厳も損なわれかねず、先行き不透明を理由に最低生計費に届かない低賃金が許される根拠とはなりません。

もちろん、最低賃金の引き上げと中小企業への支援の強化は、地域経済を活性化させるためにも、一体のものであると考えます。私たちは、中小企業の経営を守り、この経済危機を乗り越えるためにも、最低賃金を引き上げるとともに、中小企業に対して、最賃引き上げに必要な支援を強化することも政府に対し同時に求めています。

大阪の教職員について言えば、この間大阪の最低賃金が引き上がる度に、非常勤教職員の単価が引き上がるなど、大きな影響を受けています。また、初任給についても最低賃金を下回らないように設定されていることから、正規教職員も待遇に対する影響があります。いま、「教員不足」や教員の長時間労働が社会問題化しており、教員未配置が大阪でも大きく広がっています。大阪の最低賃金が引き上がることで、教職員の待遇が改善され、他府県へ流れていく人員を大阪において確保することができます。そのことから、大阪の最低賃金の動向は非常に注視しています。

私たちは今こそ、賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、生計費原則に基づく最低賃金 1,500 円の到達を強く求めます。

記

- 1、物価の高騰による生活悪化を改善させるために、大阪府の最低賃金を大幅に引きあげると共に、生計費原則に基づき早期に 1,500 円に到達させること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

2023年7月/8日

大阪地方最低賃金審議会 会長 殿



団体名
代表者名
住所

岸和田市職員労働組合
中央執行委員長 春崎 季樹
岸和田市南浜第7番1号

大阪府の最低賃金大幅引き上げ、時間額 1,500 円の早期実現と全国一律最低賃金制度を求める 意見書

急激な物価高騰に歯止めがかからず生活を直撃しています。物価高騰を意識して引き上げられたはずの 2022 年の最低賃金も全国加重平均で 31 円と物価高騰をカバーできる金額に遠く及ばず、非正規労働者の生活は困窮しています。現在の全国加重平均で 961 円では、自立して生活することは困難です。最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条に基づき、生計費原則による「ふつうの生活」ができる水準まで大幅に引き上げられるべきです。

コロナ禍以降、生活に困りフードバンクに並ぶ人の列が長くなっており現在も続いています。子どもの貧困でもひとり親家庭での貧困率が高くなっており、最低賃金を大幅に引き上げることで子どもの貧困率も大幅に改善することが可能です。

全労連などが取り組む「生計費試算調査（生活実態調査と持ち物財調査）」は、全国各地の都道府県で実施されました。大阪では約 1 万人分の調査で時給 1,633 円が必要とする結果が出ました。大阪市内で若者がふつうに一人暮らしをするためには、男性＝月額 244,951 円、時間額 1,633 円、女性＝月額 242,110 円、時間額 1,614 円が必要と示されました。ちなみに、東京都（北区）でも同様の調査結果が公表されていますが、男性＝月額 249,642 円、時給額 1,664 円、女性＝月額 246,362 円、時間額 1,642 円でした。これまでに調査を行った都道府県の結果も大きな差はありません。つまり、最低賃金は全国一律で 1,500 円以上に引き上げなければならないという結論にいたります。

大阪府の最低賃金は、昨年 31 円引き上がり時間給 1,023 円です。この金額は、1 日 8 時間、週 40 時間働いても、1 カ月約 17 万円程度です。憲法 25 条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことはできず、生計費調査が示した時間給 1,500 円以上の最低賃金を実現することは切実な要求となっています。

賃金は本来、労働者と使用者の交渉の合意による労働契約で決まるとされています。しかし、憲法第 25 条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」・「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています。つまり最低賃金制度は、憲法 25 条の生存権の保障を根拠として、契約自由の原則に修正を加えているのです。

さらに憲法第 27 条 2 項では「賃金、就業時間、休息その他の労働条件に関する基準は、法律でこれ

を定める」として、使用者に対して弱い立場にある労働者を保護することを国に命じています。労働者の多くが賃金に依存して生活していることから、賃金には生存権を保障する水準が保障されるべきであり、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではありません。

賃金には、憲法、労働基準法、最低賃金法に明記されている「健康で文化的な最低限度の生活」を充たす水準が不可欠であるとする最低賃金法の理念が生きてきます。現在の経済状況は確かに厳しいですが、生活に困難をきたし、人間としての尊厳も損なわれかねず、先行き不透明を理由に最低生計費に届かない低賃金を甘受させる根拠とすることにはなりません。

もちろん、最低賃金の引き上げと中小企業への支援の強化は、地域経済を活性化させるためにも、一体のものであると考えます。私たちは、中小企業の経営を守り、この経済危機を乗り越えるためにも、最低賃金を引き上げるとともに、中小企業に対して、最賃引き上げに必要な支援を強化することも政府に対し同時に求めています。

最後に、海外に目を向けると、オーストラリア 1959 円、スウェーデン 1717 円、アメリカのワシントン州では 2069 円になっています。ドイツやフランスでは物価高騰にも対応し、一年で 3 回も改定するなど、多くの国で最低賃金の大幅な引き上げに取り組んでいます。主要先進国の中で日本の最低賃金（平均）は低水準となっています。

賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、生計費原則に基づく最低賃金 1,500 円の到達を強く求めるものです。

記

- 1、物価の高騰による生活悪化を改善させるために、大阪府の最低賃金を大幅に引きあげると共に、生計費原則に基づき早期に 1,500 円に到達させること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

2023年7月6日

大阪地方最低賃金審議会会長 様

団体名 大阪自治体労働組合総連合 印
 代表者名 執行委員長 有田 洋明
 住 所 〒530-0041
 大阪市北区天神橋 1-13-
 大阪グリーン会館 4階

大阪府の最低賃金の大幅引き上げ、時間額 1,500 円の早期実現と 全国一律最低賃金制度の確立を、自治体職場から求める意見書

依然として続く物価高騰が、労働者の暮らしと地域経済に深刻な影響をあたえています。多くの先進国の最低賃金は 1,500 円を超えています。オーストラリアでは 1,959 円、スウェーデンでは 1,717 円、米国のワシントン州では 2,069 円になっています。ドイツやフランスでは物価高騰の中で労働者の生活を守るために 1 年で 3 回も改定するなど、最低賃金を引き上げるのが世界の流れです。

わが国では、社会生活に欠かせない業務に従事するエッセンシャルワーカーと言われる人たちの多くが非正規労働者であり、最低賃金すれすれで働いています。「ダブルワークやトリプルワークをしなければ生活ができない」「いま現在の生活が精一杯で、将来のことは考えられない」「子どもが進学や部活動をあきらめなければならない」などの悲痛な声が寄せられています。とりわけ、非正規労働者の多くが女性労働者であることは、わが国の労働者の低賃金構造を形成しています。

最低賃金の引き上げは、このような非正規労働者、女性労働者の賃金底上げにつながります。

昨年、中央最低賃金審議会は、A・B 分類地域では 31 円、C・D 分類地域では 30 円とする目安額を提示しました。これを受けた各地の審議会の答申の結果、最高額の東京における時間額 1,072 円に対して、最低額の高知・沖縄など 10 県は 853 円と、地域間の格差は 219 円となり、解消されませんでした。

全労連などが「生計費試算調査（生活実態調査と持ち物財調査）」を全国各地の都道府県で実施しました。大阪市内で 25 歳の男性が一人暮らしをするためには、時間額 1,633 円が必要という結果でした。東京都（北区）では 1,664 円、高知市でも 1,665 円、那覇市でも 1,642 円でした。これまでに調査を行った結果、全国どこでも大きな差はないことがわかります。つまり、最低賃金は全国一律で 1,500 円以上に引き上げなければならないということです。A～D の 4 ランクは、3 ランクに見直されましたが、地域間格差の解消には不十分であり、世界規模でみても主流となっている全国一律の最低賃金制を確立しなければ

なりません。

大阪府の最低賃金は、昨年 31 円引き上げられ時間給 1,023 円となっていますが、これでは、1 日 8 時間、週 40 時間働いても、月収 17 万円程度にしかありません。また、病気やケガの際も医療費を払うことが厳しく、治療をためらったり、受診を控えたりする実態も報告されています。生計費調査が示した時間給 1,500 円以上の最低賃金を実現することは切実な要求となっています。

自治体で働く労働者にとっても、最低賃金の引き上げは切実なものとなっています。

第一に、最低賃金の引き上げは、自治体から委託された業務に従事する労働者の賃上げにつながるものです。第二に、自治体に直接雇用されているものの、最低賃金すれすれで働いている非正規労働者（会計年度任用職員）の賃上げにもつながります。第三に、大阪府内でも地域手当込みの高卒初任給が最低賃金を割り込んでいる市町村があるもとの、最低賃金の引き上げは、当該市町村にとどまらない高卒初任給の引上げにつながるものです。

中小企業の経営者団体である日本商工会議所の調査によれば、最賃引上げに賛成が 42.4%と、「引下げ」「維持」合計の 33.7%を上回る結果となり、中小企業の経営者自身が最賃引上げもやむを得ないものと考えています。

しかし、最低賃金を大幅に引き上げるためには、もちろん中小企業への支援の強化が必要です。私たちは、中小企業の経営を守り、この経済危機を乗り越えるためにも、最低賃金を引き上げるとともに、中小企業に対して、最賃引き上げに必要な支援を強化することも政府に対し同時に求めます。

物価上昇を上回る最低賃金の引き上げを行い、すべての労働者が、憲法に保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を享受できるよう、貴審議会がその役割を発揮されることを要請し、下記のとおり求めます。

記

- 1、物価の高騰による生活悪化を改善させるために、大阪府の最低賃金を大幅に引き上げるとともに、生計費原則に基づき早期に 1,500 円に到達させること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立するよう政府に求めること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

労務第 18 号
令和5年7月18日

大阪地方最低賃金審議会
会長 衣笠 葉子 殿

一般社団法人大阪タクシー協会
会長 坂本 栄 二

地域別最低賃金額改定に対する意見書

謹啓 平素は、何かとご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中央最低賃金審議会では、6月30日に加藤厚生労働大臣より諮問を受け、地域別最低賃金額改定の目安について検討されているところであり、大阪におきましても、7月4日に貴審議会へ大阪府最低賃金の改正決定について諮問がなされたところであります。

政府は、6月16日に「経済財政運営と改革の基本方針2023」などの閣議決定を行い、最低賃金については「全国加重平均1,000円を達成すること、また、地域間格差の是正を図る」とされたところであります。

令和2年から本格化した新型コロナウイルス感染症も位置づけが5類となったところではありますが、特に、中小企業ではあらゆる分野において影響を及ぼし、タクシー事業におきましてもほとんどが中小零細企業であり、経営状況の悪化は極めて深刻な状況であるとともに、併せて、昨今の燃料価格の高騰などに伴い、タクシー事業の経営基盤を揺るがしかねない惨憺たる結果を招いており、この間、一部の事業者では、タクシー事業を廃業したところもあり、今後とも厳しい経営環境が続くものと考えております。

最低賃金額が大幅に引き上げられることになりますと、多くの事業者で事業継続が困難になり、ますます廃業などを余儀なくされることが想定されます。

こうした状況の中においても、運転者の雇用を維持・確保するとともに、国民生活や経済活動の根幹である公共交通機関としての社会的責任の観点から事業継続に努力を続けております。

貴会におかれましては最低賃金額の改定について、大阪のタクシー業界の現状をご理解いただき、慎重の上にも慎重にご審議され、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨にご斟酌を賜りますよう強く要望致しますのでよろしくお願い申し上げます。

謹白



地域別最低賃金額 改定に対する意見書

令和5年度分

令和5年7月10日

大阪地方最低賃審議会

会長 へ

大阪労働局や、大阪市職員達は、法や規則も
守らずに1人あたり年間平均賃金を1千万以上の
費用が使われており、時給にすると約5000円以上である。
一般の人達は、最低でも1万円はもらえるべきである。



2023年6月5日

大阪地方最低賃金審議会 御中



団体名：連合北大阪地域豊中地区協議会
代表者名：重長 寿典

大阪府最低賃金の引き上げを求める要請

新型コロナウイルスへの対応も新しいステージに移行する中、経済情勢も徐々にコロナ禍前にもどりつつあります。しかし雇用情勢はまだまだコロナ禍の影響を脱しているとは言えず、質の高い雇用環境の整備が急がれます。特に、大阪では、有期・短時間・契約・派遣等で働く者の割合が39.4%と全国平均よりも高く、相対的に低い労働条件や処遇を早急に改善していく必要があります。昨年来の物価高騰を受け、2023春季生活闘争では、日本の経済活動をさらに力強く回復させるためにも賃金の底上げが必要であることが経済界にも共有され、労使交渉の回答では賃金引き上げ額・率ともに昨年を大きく上回る結果が続いています。しかし一方で、労働組合に組織されていない非正規の雇用形態で働く者の中には、最低賃金近傍で働く労働者が多く、物価高の影響を大きく受け、困窮状態に陥っている者も少なくありません。これら労働者の処遇を改善するためにも、最低賃金制度の十分な機能の発揮が求められます。

昨年、大阪府では時間額1,023円となり、東京、神奈川に次いで1,000円を超えることとなりました。しかし、未だ年間2,000時間働いてもようやく年収200万円に届くという水準であり、最低賃金法第1条の規定に則ったものであるとは言えません。最低賃金をナショナルミニマムにふさわしい水準へと引き上げ、その実効性を高めていくことが求められています。

地域別最低賃金審議会が、重要度が増す最低賃金の実効性を担保し、労働者の生活の安定と向上に寄与する、十分な機能が発揮されるものとなるよう要請いたします。

記

1. 大阪府最低賃金は、政労使合意の「雇用戦略対話」、政府の成長戦略、「働き方改革実行計画」に基づき、公正な労働基準とセーフティネットとしての実効性の高い賃金水準の確保に向け、「2022連合大阪リビングウェイジ1,100円（時間額）以上」に改正すること。
2. 中小企業・小規模事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と、中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係省庁と連携をはかること。
3. 特定最低賃金については、その意義を再度公労使で認識を深めた上で、労働協約ケースでの企業内最低賃金協定の水準や協定割合等を重視し、事業の公正競争の確保に資する審議を行うこと。
4. 新たに設定する産業の特定最低賃金は、新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり、労働条件の向上に資するものとする。
5. 大阪地方最低賃金審議会において、意見書の提出者および関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に、有期・短時間・契約・派遣等で働く者の生活実態および意見を尊重すること。

以上

生活悪化がすすむ今からこそ、経済の好循環に向けた、生活保障賃金の確立を！

大阪府の最低賃金 1,500 円の実現！！
全国一律最低賃金制度の創設を求める要請書

大阪地方最低賃金審議会会長殿
大阪労働局局長殿

● 要請趣旨 ●

新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰が、私たちの生活を圧迫し、特に最低賃金近くで働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁できずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えています。この難局を乗り越えるには、賃金の底上げを図ることによって、GDP（国内総生産）の6割を占める国民の消費購買力を引き上げることが不可欠です。そのために、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律への法改正をおこなうことがこれまで以上に重要になっています。

日本の最低賃金が海外と比べても上がらない原因は、地域別だからです。現行法のランク制度で、中央最低賃金審議会の目安額では、C・DランクがAランクを上回ることはなく、最低賃金額が高い地域は低い地域を考慮し決められ、格差は是正されません。そのため、人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることも出来ず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員の地域手当など、あらゆる生活と経済格差につながっています。

地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシアと日本の四か国（全体の3%、2013年）のみです。米国は州ごとに最低賃金が決められていますが、連邦最賃は全国一律です。日本の地域別最低賃金は、最も高い東京（1,072円）、次いで神奈川（1,071円）と大阪の1,023円です。最も低い地域は853円で、10県にも上ります。この15年で2倍に広がった最低賃金の地域間格差は、あまりに大きく、その解決には様々なハードルがあるのも事実です。しかし、全国で取り組まれている生計費調査同様、大阪府内での約1万人の生計費試算調査でも、普通に暮らすために必要な金額は、1,600円以上という結果が示され、地域による大きな格差はありません。最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきです。また、中小企業支援の具体的で十分な使いやすい支援策を拡充・強化する事が必要です。

については2023年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願い致します。

● 要請事項 ●

1. 最低賃金時間額を1,500円へと引き上げること。
2. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

2023年 月 日

住所

〒541-0046
大阪市中央区平野町4丁目7番8号
アベニュー淀屋橋205号室
大阪・中央区地域労組こぶし

団体・代表者名

執行委員長 宗平助二

[取扱団体] 大阪春闘共闘委員会／全大阪労働組合総連合

この署名用紙は、大阪地方最低賃金審議会に提出します。要請以外の目的に個人情報を使用されることはありません。

生活悪化がすすむ今だからこそ、経済の好循環に向けた、生活保障賃金の確立を！
大阪府の最低賃金 1,500 円の実現！！
全国一律最低賃金制度の創設を求める要請書

大阪府最低賃金審議会会長殿
 大阪労働局局長殿

● 要 請 趣 旨 ●

新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰が、私たちの生活を圧迫し、特に最低賃金近くで働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁できずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えています。この難局を乗り越えるには、賃金の底上げを図ることによって、GDP（国内総生産）の6割を占める国民の消費購買力を引き上げることが不可欠です。そのために、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律への法改正をおこなうことがこれまで以上に重要になっています。

日本の最低賃金が海外と比べても上がらない原因は、地域別だからです。現行法のランク制度で、中央最低賃金審議会の目安額では、C・DランクがAランクを上回ることはなく、最低賃金額が高い地域は低い地域を考慮し決められ、格差は是正されません。そのため、人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることも出来ず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員の地域手当など、あらゆる生活と経済格差につながっています。

地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシアと日本の四か国（全体の3%、2013年）のみです。米国は州ごとに最低賃金が決まっていますが、連邦最賃は全国一律です。日本の地域別最低賃金は、最も高い東京（1,072円）、次いで神奈川（1,071円）と大阪の1,023円です。最も低い地域は853円で、10県にも上ります。この15年で2倍に広がった最低賃金の地域間格差は、あまりに大きく、その解決には様々なハードルがあるのも事実です。しかし、全国で取り組まれている生計費調査同様、大阪府内での約1万人の生計費試算調査でも、普通に暮らすために必要な金額は、1,600円以上という結果が示され、地域による大きな格差はありません。最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきです。また、中小企業支援の具体的で十分な使いやすい支援策を拡充・強化する事が必要です。

については2023年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願い致します。

● 要 請 事 項 ●

1. 最低賃金時間額を1,500円へと引き上げること。
2. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

2023年 月 日

氏 名	住 所
[取扱団体]	

[取扱団体] **大阪春闘共闘委員会／全大阪労働組合総連合**

この署名用紙は、大阪府最低賃金審議会に提出します。要請以外の目的に個人情報を使用されることはありません。

生活悪化がすすむ今だからこそ、経済の好循環に向けた、生活保障賃金の確立を！

大阪府の最低賃金 1,500 円の実現！！
全国一律最低賃金制度の創設を求める要請書

大阪地方最低賃金審議会会長殿
大阪労働局局長殿

● 要 請 趣 旨 ●

新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰が、私たちの生活を圧迫し、特に最低賃金近くで働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁できずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えています。この難局を乗り越えるには、賃金の底上げを図ることによって、GDP（国内総生産）の6割を占める国民の消費購買力を引き上げることが不可欠です。そのために、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律への法改正をおこなうことがこれまで以上に重要になっています。

日本の最低賃金が海外と比べても上がらない原因は、地域別だからです。現行法のランク制度で、中央最低賃金審議会の目安額では、C・DランクがAランクを上回ることではなく、最低賃金額が高い地域は低い地域を考慮し決められ、格差は是正されません。そのため、人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることも出来ず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員の地域手当など、あらゆる生活と経済格差につながっています。

地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシアと日本の四か国（全体の3%、2013年）のみです。米国は州ごとに最低賃金が決められていますが、連邦最賃は全国一律です。日本の地域別最低賃金は、最も高い東京（1,072円）、次いで神奈川（1,071円）と大阪の1,023円です。最も低い地域は853円で、10県にも上ります。この15年で2倍に広がった最低賃金の地域間格差は、あまりに大きく、その解決には様々なハードルがあるのも事実です。しかし、全国で取り組まれている生計費調査同様、大阪府内での約1万人の生計費試算調査でも、普通に暮らすために必要な金額は、1,600円以上という結果が示され、地域による大きな格差はありません。最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきです。また、中小企業支援の具体的で十分な使いやすい支援策を拡充・強化する事が必要です。

については2023年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願い致します。

● 要 請 事 項 ●

1. 最低賃金時間額を1,500円へと引き上げること。
2. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

2023年5月29日

氏 名	住 所

[取扱団体] 大阪春闘共闘委員会／全大阪労働組合総連合

この署名用紙は、大阪地方最低賃金審議会に提出します。要請以外の目的に個人情報を使用されることはありません。

2023年7月19日

大阪労働局長 木原 亜紀生 様

日本共産党大阪府議会議員団

石川 たえ

賃上げ実現、大阪の雇用を守る重点要望

昨年からの急激な物価高騰が府民生活を強く圧迫しています。名目賃金は前年を上回っているものの物価高騰に全く追いついておらず、前年同月比の実質賃金は昨年10月以降マイナスが続いています。大阪では年間の実質賃金が昨年までの15年間でマイナス47万5千円と、全国の40万9千円を大幅に上回って減少しています。

しかも、90年代からの労働法制の規制緩和により、正社員から非正規社員への置き換え、異常な長時間労働など非人間的な働かせ方が横行し、少子化など日本社会の存続さえ危うくしています。

長期の経済低迷が続く下での物価高騰という危機を打開し、賃上げを実現し大阪の雇用を守る立場で、下記の施策の速やかな実施を強く要望するものです。

記

(1) 最低賃金を時給1500円以上へ直ちに引き上げること。

物価上昇に応じた賃金水準となるような最低賃金引き上げ制度をつくとともに、平均賃金水準に対する比率など均等待遇をめざす中長期的な目標を設定すること。

(2) 賃上げに伴う社会保険料・労働保険料の増加分の軽減制度を設けること。

(3) 極端な長時間労働や過剰なノルマなどの規制、および下請け賃金の適正化や品質確保を保証する公契約法などの法整備を進めること。

(4) 残業時間の上限短縮、派遣労働の一時的・臨時的なものへの限定、解雇・雇い止めの規制、正社員と非正規労働者との均等待遇など、“人間らしく働ける”ルールを整備すること。

以上



令和5年度 大阪府最低賃金の審議の進め方

大阪労働局

	本審 (総会)	大阪府最低賃金専門部会	事務局の手続き
7月	<p>第353回審議会総会 (第2回) 大阪府最低賃金改正諮問 7月4日 (火) 16:00 4号館2階第2共用会議室</p>		<p>7月4日 (火) 専門部会委員推薦公示 7月12日 (水) 締切 意見聴取公示 7月19日 (水) 締切</p> <p>7月21日 (金) 大阪府最低賃金 専門部会委員任命</p>
	<p>第354回審議会総会 (第3回) ・目安伝達説明 ・基本問題協議会審議結果報告 ・関係労使意見聴取 (陳述) ・R4地賃答申附帯事項に関する取組状況報告 7月28日 (金) 13:30 4号館2階第2共用会議室</p>	<p>第1回 大阪府最低賃金専門部会 7月27日 (木) 10:00 2号館9階共用会議室B</p> <p>第2回 大阪府最低賃金専門部会 7月28日 (金) 15:00 2号館9階共用会議室B</p> <p>第3回～結審 大阪府最低賃金専門部会 第3回 8月1日 (火) 9:30 第4回 8月2日 (水) 9:30 第5回 8月3日 (木) 9:00 第6回 8月7日 (月) 9:00 2号館9階共用会議室B</p>	<p>部会長、部会長代理の選出 審議の進め方について 審議資料等について</p> <p>目安伝達 中賃会長説明 金額改正審議</p> <p>金額改正審議・結審 全会一致の場合には答申</p>
8月	<p>第355回審議会総会 (第4回) 地域別最賃専門部会審議結果の報告あるいは令6条5項適用不可(採決)の場合の答申 8月7日 (月) 14:00 4号館2階第2共用会議室</p>		<p>答申後 大阪府最低賃金改正決定答申 意見要旨の公示 (異議申出)</p> <p>異議申出締切 3日答申の場合 8月18日 (金) 7日答申の場合 8月22日 (火)</p>
	<p>第356回審議会総会 (第5回) 異議申出に係る 諮問、答申 8月23日 (水) 10:00 4号館2階第2共用会議室</p>		<p>官報公示 9月1日 (金)</p> <p>効力発生 10月1日 (日) ※法定発効</p>
9月～10月			

令和5年7月28日
大阪労働局労働基準部賃金課

令和4年度

大阪府最低賃金の改正決定(答申)附帯事項への取組について

令和4年8月4日 答申 附帯事項

I 関係省庁が連携して、生産性向上に向けた設備投資の更なる支援や取引条件の改善等以下の支援策の早急な実施を政府に強く求める。

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめとする施策について更なる特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことはもとより、直接的な新たな支援策の実施、周知広報及び給付体制を構築すること
- ② 下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)及び「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備を行うこと

II 大阪労働局に対しては、以下のことを要望する。

- ① 大阪府最低賃金の的確な周知広報、履行確保を行うこと
- ② 中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効力発効日を踏まえ、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること
- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること
- ④ 下請取引の適正化については、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと
- ⑤ 以上の取組状況については、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること

I-① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめとする施策について更なる特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことはもとより、直接的な新たな支援策の実施、周知広報及び給付体制を構築すること

最低賃金引上げに向けた環境整備のより一層の推進を図るため、令和4年9月1日に業務改善助成金の要件緩和・拡充が図られた。

- ・ 特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、原材料費等高騰等の要因により利益率が減少した事業者へも拡充
- ・ 事業場内最低賃金が相対的に低い地域の事業者への助成率を引き上げ



さらに、令和4年12月にも総合経済対策を踏まえた拡充が図られた。

- ・ 特に最低賃金引上げが困難と考えられる「事業場規模 30 人未満の事業者」に対して、助成上限額を引上げ
- ・ コロナの影響により売上高が減少した事業場、原材料費等高騰等の要因により利益率が減少した事業場の助成対象経費を拡充
- ・ 事業場規模を 100 人以下とする要件を廃止

I-② 下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)及び「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備を行うこと

1 経済産業省、中小企業庁の取組

- ・ 令和4年9月の「価格交渉促進月間」のフォローアップ調査に基づき、交渉と転嫁の状況が芳しくない親事業者に対して、指導・助言を実施
- ・ より一層の自主的な取引条件の改善を促す観点から、発注側企業約150社の交渉と転嫁の状況リストを公表
- ・ 令和5年3月の「価格交渉促進月間」では中小企業30万社へフォローアップ調査を行うとともに、300名に増強された下請けGメンにより年間1万件のヒアリングを実施して、業種ごとの課題の把握分析

【※ 令和5年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会資料より】

2 厚生労働省の取組

- ・ 1月～3月までの「集中取組期間」において、労働基準監督署では定期監督等の際、事業場の業種等に合わせた賃金額がわかる資料を提供するとともに、支援策等を紹介して事業主に賃金引上げの検討の働きかけを実施
- ・ 賃金引上げに関するWebページを開設。賃金引上げに関する企業の好取組事例や賃金引上げに向けた支援策等を掲載

II-① 大阪府最低賃金の的確な周知広報、履行確保を行うこと

1 的確な周知広報

(1) 大阪府内全市町村・大阪市全区広報誌への掲載を依頼

10/1から大阪府最低賃金が改定されました

パートやアルバイトを含むすべての労働者に対し、使用たり1,023円以上の賃金があります。

大阪府労働局賃金課
☎6949-6502

大阪府最低賃金が改正

10月1日から時間額で1,023円に改正されます。

詳しくは市HP参照

大阪府労働局賃金課
(☎06-6949-6502) か
市雇用推進課
(☎228-7404 FAX228-8816)

大阪府最低賃金時間額が1,023円に!

10月1日(日)から、大阪府最低賃金時間額が1,023円になります。使用者は、パート・アルバイト等を含む全ての労働者に対して、この金額以上の賃金を支払う必要があります。ただし、特定の産業の労働者については、別に「産業別最低賃金」が定められています。詳しくはウェブサイトをご覧ください。

【詳細サイト】<https://jsite.mhw.go.jp/osaka-roudoukyoku/home.html>

【問合せ】大阪府労働局賃金課 (☎06-6949-6502)

大阪府内の最低賃金が改定されました!

時間額 1,023円 令和4年(2022年)10月1日

最低賃金は、大阪府内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。

※最低賃金は「地域別最低賃金」と「特定産業別最低賃金」の2種類があり、地方の最低賃金が同様に適用される場合には、いずれか高い方の最低賃金が適用されます。ただし、次の場合は「特定産業別最低賃金」の適用が適用されます。【地域別最低賃金】が適用されます。(注)

1. 当該事業所が当該地域に属する
2. 業種が当該地域に属する
3. 労働者が当該地域の事業所に勤務している
4. 労働者が当該地域の事業所に勤務している

※最低賃金の適用については、労働局のウェブサイトをご覧ください。

※最低賃金の適用については、労働局のウェブサイトをご覧ください。

※最低賃金の適用については、労働局のウェブサイトをご覧ください。

【お問い合わせ】 大阪府労働局 賃金課 TEL:06-6949-6502 FAX:06-6949-6503

(2) マスメディアを通じた周知広報



令和4年8月4日 答申



答申後の記者会見



J:COM

「LIVEニュース～大阪・東大阪・かわち・北河内～」

(3) 大阪労働局と包括連携協定を締結した金融機関での周知

- ・大阪信用金庫において、電子掲示板へ動画を掲載
- ・大阪信用金庫広報誌「だいしんNOW」(11、1月号)に掲載
- ・池田泉州銀行大阪府内各支店において、大阪労働局版リーフレットを配架



一定の条件の下、賃金引上げに取組む事業主を支援する制度もあります。

例えば…

業務改善助成金
生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

大阪府最低賃金が 令和4年10月1日から 時間額1,023円

厚生労働省 大阪府労働局からのお知らせ

大阪府最低賃金

時間額 **1,023円**

令和4年10月1日から

大阪労働局からのお知らせ

大阪府最低賃金は 令和4年10月1日から **1,023円** に引き上げられます。

最低賃金の詳細は、大阪府労働局ホームページをご覧ください。

お問い合わせは、大阪府労働局賃金課または各市区町村の労働基準監督署へ

大阪府労働局賃金課 TEL:0120-068-116

大阪府労働局賃金課は、賃金相談センターを通じて、賃金引き上げを支援する公的支援制度(助成金・奨励金・融資)について、利用可能な制度のご案内等を行うことができます。

デジタル分野などの人材育成に 人材開発助成金(人材開発促進コース)まで活用ください。もっと使いやすく、制度を見直しました!

申請の主な要件見直しは、申請事業主と関係性が認められる者が設置する施設が利用可能、提出書類の一部を簡易化(同時双方向型は出願状況にかかわらず、受審者を兼ねたスケジュールチャットなど活用)、雇用関係が明確、雇用の継続性、定額制サービスはオンラインのみで、申請双方向型も可、OJT訓練指導者の要件変更及びOJTの実施要件の変更など、利用しやすいように見直しを行いました。

人材開発助成金(人材開発促進コース)の活用が、高度デジタル人材、情報技術分野、デジタル分野、雇用関係が明確、雇用の継続性、定額制サービスはオンラインのみで、申請双方向型も可、OJT訓練指導者の要件変更及びOJTの実施要件の変更など、利用しやすいように見直しを行いました。

お問い合わせは、大阪府労働局賃金課

厚生労働省 大阪府労働局からのお知らせ

知っていますか? 自分の最低賃金

最低賃金の名称	時間額	施行期
大阪府最低賃金	1,023円	令和4年10月1日
塗料製造業	1,031円	令和4年12月1日
機械・金属製品製造関連産業	1,028円	令和4年12月1日
鉄鋼業		
非鉄金属製造関連産業		
電気機械器具製造関連産業	1,023円	令和4年10月1日
自動車・同附属品製造業		
自動車小売業		

※印の特定最低賃金について、令和4年度の改正はありません。大阪府最低賃金が適用されます。

お問い合わせは、大阪府労働局 賃金課 TEL:06-6949-6502

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

2023年3月31日までの適用率と、2023年4月1日からの適用率を比較します。

労働時間	2023年3月31日までの適用率	2023年4月1日からの適用率
1か月(約160時間)を超える時間外労働	50%	50%
1日(約8時間)を超える時間外労働	50%	50%
1時間(約1時間)を超える時間外労働	50%	50%

※2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(4) ポスター・リーフレットによる周知

厚生労働省版の他、裏面に中小企業支援策等を盛り込んだ大阪労働局版を作成し、幅広く配布。6月30日現在の配布枚数

- ・大阪労働局版リーフレット 40,768 枚
- ・大阪労働局版特賃リーフレット 89,117 枚
- ・大阪労働局版近畿リーフレット 5,777 枚
- ・厚生労働省版リーフレット 58,908 枚
- ・パンフレット 10,688 枚
- ・ポスター 2,847 枚



厚生労働省版 リーフレット



大阪労働局版 リーフレット



大阪労働局版 特賃リーフレット

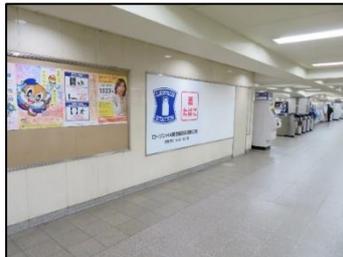


大阪労働局版 近畿リーフレット

(5) 在阪鉄道各社主要駅でのポスター掲出



北大阪急行(千里中央駅)



阪急(梅田駅)



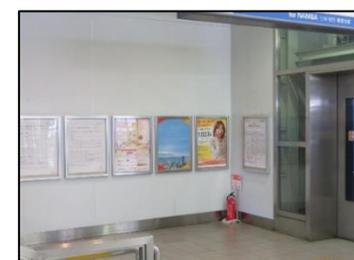
JR学研都市線(長尾駅)



大阪メトロ(谷町四丁目駅)



阪堺(天王寺駅前駅)



南海(泉佐野駅)

(6) 確定申告会場等での周知



堺税務署 確定申告会場



イオンモール 大阪ドームシティ



世界一・日本一合同企業説明会
(大阪新卒応援 HW)



「ららぽーと門真」出店者向け説明会



大阪労働局労働保険適用・事務組合課
労働保険年度更新会場



茨木労働基準監督署
労働保険年度更新会場

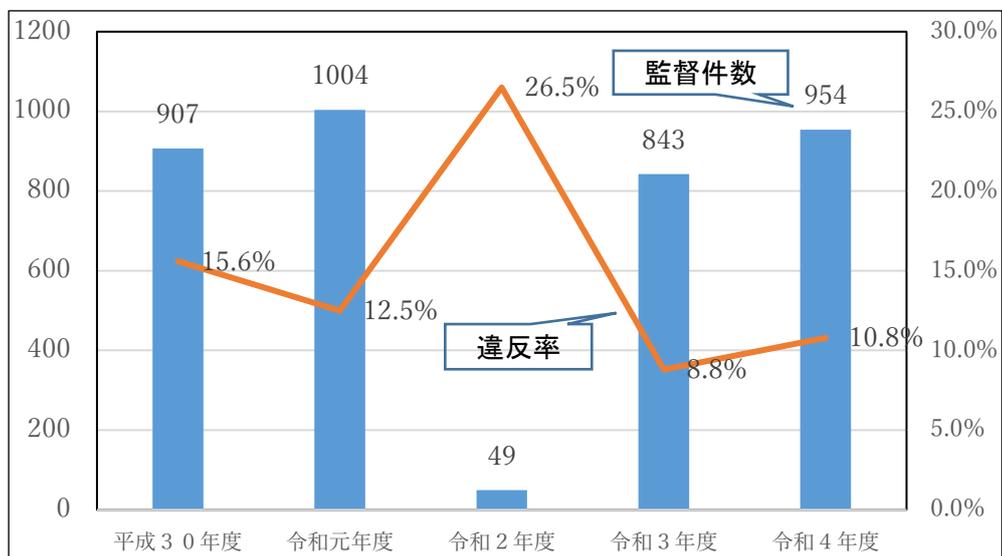
(6) 10月1日以降最低賃金を下回ることになる求人票を提出している求人者に対し、ハローワークから改正最低賃金額、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター、事業主支援策について周知

(7) 大阪労働局雇用保険電子申請事務センターが処理完了の届出書類を返信する際、大阪労働局版リーフレットも添付し改正最低賃金額、事業主支援策を周知

(8) 大阪府信用金庫協会各店でのリーフレットの配架

(9) 過去5年間違反事業所・減額特例許可事業場への周知

2 履行確保の取組
最低賃金主眼監督



(6) 10月1日以降最低賃金を下回ることになる求人票を提出している求人者に対し、ハローワークから改正最低賃金額、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター、事業主支援策について周知（再掲）

(7) 大阪労働局雇用保険電子申請事務センターが処理完了の届出書類を返信する際、大阪労働局版リーフレットも添付し事業主支援策を周知（再掲）

2 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターを通じた取組

電話・メール・訪問・窓口相談・セミナー等、あらゆる手段で、より相談しやすい環境を整え、助成金の活用、生産性の向上、労働時間制度の見直し、人手不足の解消、働き甲斐を高める賃上げ策等のニーズを踏まえた個別相談に応じている。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数(件)	2,641	2,084	2,204
セミナー開催数(回)	105	114	159
セミナー参加者数(人)	2,478	4,050	5,236
訪問コンサルティング(件)	867	776	1,290

※相談件数には、賃金・助成金・同一労働同一賃金等含む、すべての相談を計上。また、1回で複数項目の相談も1件として計上。

3 労働基準監督署における取組

・各労働基準監督署において「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、通常は労働時間相談・支援班が中小企業事業主に向けての窓口相談、集団指導、説明会、訪問支援を実施している。

・「最低賃金周知・支援月間」では、最低賃金改定の影響を受けやすい事業場を選定し、事業主支援策をまとめた資料を用意し、労働基準監督署から改定額とともに支援策の活用を呼びかけた。

・1月～3月までの「集中取組期間」において、労働基準監督署では定期監督等の際、事業場の業種等に合わせた賃金額がわかる資料を提供するとともに、支援策等を紹介して事業主に賃金引上げの検討の働きかけを実施。（再掲）

4 大阪働き方改革推進会議 最低賃金のための環境整備に関する作業部会

・令和元年5月に設置された本作業部会は、関係団体・関係省庁との連携を強化し、最低賃金や各省庁の支援策について、横断的に周知を行えるよう設置されたもの。

・「最低賃金周知・支援月間」では、作業部会構成員へ大阪労働局版リーフレットを送付し、作業部会構成員から各傘下企業・団体等へ周知していただくよう協力要請を行った。

・令和4年10月24日に作業部会を開催。労働局・各構成員の周知の状況や事業主支援策の活用状況について共有を行った。

5 大阪における支援策活用状況

(1) 厚生労働省関連

名 称		令和2年度	令和3年度	令和4年度
業務改善助成金	申請件数	42 件	360 件	510 件
	実績件数	21 件	285 件	370 件
働き方改革推進支援助成金 ※ 成果目標を賃金引き上げとして いるもの	申請件数	17 件	17 件	42 件
	実績件数	14 件	17 件	34 件
キャリアアップ助成金 ※ 賃金規定等改定コース、賃金規 定等共通化コース	申請件数	343 件	128 件	228 件
	実績件数	331 件	141 件	208 件
人材開発支援助成金 ※ 特定訓練コース、一般訓練コー ス、教育訓練休暇等付与コース、 特別育成訓練コース、人への投資 促進コース、事業展開等リスクリン グ支援コース	申請件数	4,056 件	5,017 件	4,936 件
	実績件数	5,437 件	4,519 件	4,760 件
人材確保等支援助成金 ※ 中小企業団体助成コース、テレワ ークコース	申請件数	0 件	0 件	6 件
	実績件数	0 件	0 件	6 件

【※ 年度毎の受付申請と支給実績の件数です。】

(2) 経済産業省関連

名 称	令和4年度 実績件数
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金)	726 件
小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)	1,939 件
サービス等生産性向上 IT 導入支援事業(IT 導入補助金)	4,914 件
中小企業等事業再構促進事業	2,760 件

【※ 各制度のサイトから集計】

6 検証と課題・今後の取組

賃金引上げを図る中小企業を支援する業務改善助成金と中小企業が賃上げしやすい環境を整えるための制度・助成金等幅広い相談に応じる「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」を積極的に周知し、それぞれの利活用促進に取り組む。

また、関係団体、関係省庁と連携し、横断的な事業主支援策の周知を図っていく。

II-③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること

1 自治体への文書による配慮要請

- (1) 厚生労働省から各都道府県知事・政令指定都市市長あてに、要請文書を送付。
- (2) 大阪労働局から大阪府知事と連名で政令指定都市以外の大阪府内自治体へ要請文書を送付。
- (3) 大阪労働局労働基準部長から国の在阪行政機関・事務所、独立行政法人あてに要請文書を送付。

2 最低賃金に係る情報の提供に関する協定

令和5年7月5日に新たに枚方市と3例目となる協定を締結。



伏見枚方市長(左)と
木原大阪労働局長



3 検証と課題・今後の取組

政令指定都市を除く大阪府内すべての自治体、在阪行政機関等に対する配慮要請は継続して実施する。

最低賃金違反に係る情報の提供に関する協定に基づいた取組を的確に実施する。また、未締結の自治体については、協定の締結の働きかけを行っていく。

II-④下請取引の適正化については、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと

1 近畿経済産業局との連携

「下請けかけこみ寺事業にかかる近畿ブロック情報連絡会議」へ令和5年2月に出席。公正な取引慣行の構築、関係法令遵守の徹底について連携を図った。

2 労働基準監督署における取組の強化

賃金の引上げの意向を持たないこと等を把握した事案で、その要因として以下の行為が存在しているおそれのある場合、公正取引委員会・中小企業庁または国土交通省に通報を行っている。

また、令和4年度から監督指導において、対象事業場における賃金引上げの阻害要因として「買ったたき」等が疑われる場合、労働基準関係法令違反が認められなくても、公正取引委

員会・中小企業庁または国土交通省に通報を行うもの、と拡充が図られている。

- (1) 下請法第4条(親事業者の禁止行為)の違反行為、独占禁止法第19条(物流特殊指定)の違反行為がある場合
- (2) 元請負人による建設業法第19条の3等の違反行為がある場合

3 検証と課題・今後の取組

所管官庁と関係官庁との連携のスキームは整備されていることから、引き続き連携を行い、最低賃金違反等の背景を見極め、所管官庁への通報を確実にやっていく。